

第102回定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



○目次

第102回定時株主総会招集ご通知	1
------------------------	---

(株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金処分の件	3
第2号議案 株式併合の件	4
第3号議案 取締役8名選任の件	6
第4号議案 監査役1名選任の件	11
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	12

(提供書面)

事業報告

1. 企業集団の現況	14
2. 会社の現況	21

連結計算書類

連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
連結株主資本等変動計算書	35

計算書類

貸借対照表	36
損益計算書	37
株主資本等変動計算書	38

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	39
計算書類に係る会計監査報告	40
監査役会の監査報告	41

株主総会会場ご案内図

証券コード 6924
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

岩 崎 電 気 株 式 会 社

代表取締役社長 伊 藤 義 剛

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第102期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.iwasaki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.iwasaki.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましては軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績並びに事業環境を考慮して配当金を決定しております。
当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金4円
配当総額 312,632,980円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年5月18日開催の取締役会の決議をもって、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、また、各株主様の議決権数に変更が生じないようにするために、当社株式について10株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の239,000,000株を23,900,000株に変更するものであります。

なお、上記単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

23,900,000株

<ご参考>

本議案をご承認いただいた場合には、会社法第182条第2項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされることとなります。また、同法第195条第1項の定めに従い、平成29年5月18日開催の当社取締役会の決議により、単元株式数に係る定款変更が行われることとなります。

なお、定款変更の効力発生日は平成29年10月1日であり、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>23,900</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>2,390</u> 万株とする。
(単元株式数等) 第7条 当社は <u>1,000</u> 株をもって単元株式数 とし、株主総会における議決権は、法令 で議決権を有さない旨を定める場合のほ かは、1単元につき1個とする。	(単元株式数等) 第7条 当社は <u>100</u> 株をもって単元株式数 とし、株主総会における議決権は、法令 で議決権を有さない旨を定める場合のほ かは、1単元につき1個とする。
(以下、条文省略)	(以下、現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	わた なべ ぶん や 渡 邊 文 矢 (昭和23年2月10日生) 再任 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回(100.0%)	昭和45年 4 月 当社入社 平成15年 6 月 当社取締役 光源事業部長 平成19年 7 月 当社取締役 光源事業担当 兼 製造本部長 平成20年 6 月 当社常務取締役 製造本部長 平成21年 4 月 当社常務取締役 平成22年 4 月 当社代表取締役社長 平成28年 4 月 当社取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 平成15年に取締役、平成22年に代表取締役社長、平成28年4月には取締役会 長に就任し、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。こうした経 験や知見を活かすことにより、当社の更なる企業価値向上の実現に貢献でき ると判断しております。	81,000株
2	い とう よし たけ 伊 藤 義 剛 (昭和33年5月11日生) 再任 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回 (100.0%)	昭和58年 4 月 当社入社 平成14年10月 当社国内営業事業部 営業統括部 営業企画グループ長 平成18年 4 月 当社国内営業事業部 営業統括部長 平成19年 7 月 当社管理本部 経営企画部長 平成24年 6 月 当社執行役員 管理本部長 平成24年10月 当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長 平成25年 4 月 当社執行役員 光応用事業本部長 平成27年 4 月 当社上席執行役員 光応用事業本部長 平成27年 6 月 当社取締役 上席執行役員 光応用事業本部長 平成28年 4 月 当社代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、平成28年4月に代表 取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経 営に貢献できると判断しております。	21,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	き だ よ し ま さ 木 田 喜 正 (昭和31年9月7日生) 再任 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回 (100.0%)	昭和55年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社国内営業事業部 北関東ブロック さいたま営業所長 平成20年 6 月 当社営業本部 営業統括部長 平成21年 4 月 当社国内営業部部長 平成23年 6 月 当社取締役 兼 国内営業部部長 平成24年 4 月 当社取締役 国内営業本部長 平成24年 6 月 当社取締役 執行役員 国内営業本部長 平成25年12月 当社取締役 執行役員 国内営業本部長 兼 株式会社 ライトキューブ 代表取締役社長 平成26年 4 月 当社取締役 執行役員 国内営業本部長 平成27年 4 月 当社取締役 営業管掌 平成28年 6 月 当社取締役 総務部担当、営業管掌 平成29年 4 月 当社取締役 上席執行役員 ライティングソリューシ ョン事業本部長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 営業部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、業務に精通しております。 こうした経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると 判断しております。	37,000株
4	さ お と め か ず お 五 月 女 和 男 (昭和33年7月23日生) 再任 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回 (100.0%)	昭和52年 4 月 当社入社 平成17年 4 月 当社経営企画室経営管理部長 平成19年 4 月 当社製造統括部長 平成22年 8 月 当社製造統括部長 兼 株式会社つくばイワサキ 代表 取締役社長 平成23年 6 月 株式会社つくばイワサキ 代表取締役社長 平成23年 6 月 当社取締役 兼 株式会社つくばイワサキ 代表取締役 社長 平成24年 4 月 当社取締役 製造統括本部長 兼 株式会社つくばイワ サキ 代表取締役社長 平成24年 5 月 当社取締役 製造統括本部長 平成24年 6 月 当社取締役 執行役員 製造統括本部長 平成25年 4 月 当社取締役 執行役員 製造統括本部長 兼 埼玉製作所 長 平成27年 4 月 当社取締役 製造管掌 兼 埼玉製作所長 平成29年 4 月 当社取締役 上席執行役員 国内事業本部長 (現任) 【取締役候補者とした理由】 経営管理部門を経て製造部門に携わるなど豊富な業務経験を有しており、また 業務に精通しております。今までの経験と知見を活かすことにより、引き続き 当社の経営に貢献できると判断しております。	27,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	かとうまさのり 加藤昌範 (昭和34年10月19日生) 再任 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回 (100.0%)	昭和58年 4 月 株式会社第一勧業銀行 入行 平成 2 年 6 月 株式会社第一勧業銀行 企画部企画グループ部長補佐 平成14年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ 銀行）内幸町営業第五部次長 平成21年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ 銀行）国際審査部長 平成23年 6 月 当社 国際営業部部長 平成24年 4 月 当社 財務経理部長 平成25年 4 月 当社 管理本部長 平成25年 6 月 当社取締役 管理本部長 平成27年 4 月 当社取締役 管理本部長、海外管掌 平成29年 4 月 当社取締役 上席執行役員 経営管理部、情報シス テム部、財務経理部管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務・経営企画等管理部門に携 わり、その職務・職責を適切に果たしております。今までの豊富な経験と知見 を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	20,000株
6	ありまつまさゆき 有松正行 (昭和31年10月4日生) 再任 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 11回中11回 (100.0%)	昭和56年 4 月 当社入社 平成11年 5 月 当社マーケティング部 商品企画グループ長 平成16年 4 月 当社機器事業部 照明事業推進部長 兼 商品企画グル ープ長 平成19年 7 月 当社光源事業担当 光源事業企画部長 平成20年 6 月 当社営業本部 光源営業部長 平成21年 4 月 当社光源営業部長 平成24年 4 月 当社照明事業戦略本部 商品戦略部長 平成25年 4 月 当社執行役員 照明事業戦略本部長 兼 商品戦略部長 平成26年 4 月 当社執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画 部長 平成27年 4 月 当社上席執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業 企画部長 平成28年 6 月 当社取締役 上席執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照 明事業企画部長 平成29年 4 月 当社取締役 上席執行役員 総務部担当、広報宣伝室、 C S センター管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 商品企画、照明事業戦略部門に携わるなど豊富な業務経験を有しており、業務 に精通しております。今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に 貢献できると判断しております。	8,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	たか す とし はる 高 須 利 治 (昭和22年2月12日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回 (100.0%)	昭和44年 4 月 トヨタ自動車工業株式会社 入社 平成 7 年 1 月 トヨタ自動車株式会社 高岡第2総組立部部长 平成14年 5 月 トヨタモーターマニファクチャリング フランス株式会社 代表取締役社長 平成18年 4 月 関東自動車工業株式会社 顧問 平成18年 6 月 関東自動車工業株式会社 専務取締役 平成22年 6 月 関東自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車東日本 株式会社) 顧問 (非常勤) 平成24年 6 月 当社取締役 (現任) 【社外取締役候補者とした理由】 関東自動車工業株式会社(現トヨタ自動車東日本株式会社)の役員を務めた経験 があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営 に反映させ、また当社から独立した立場からコーポレートガバナンスの強化を 図るなど、当社の経営に貢献できると判断しております。	21,000株
8	ひろ むら しゅん こ 広 村 俊 悟 (昭和26年6月11日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会 への出席状況】 14回中14回 (100.0%)	昭和55年 7 月 凸版印刷株式会社 入社 平成16年 4 月 凸版印刷株式会社 広報本部 副本部長 平成19年 6 月 凸版印刷株式会社 取締役 平成22年 6 月 トップラン・フォームズ株式会社 常務取締役 平成26年 6 月 トップラン・フォームズ株式会社 顧問 平成27年 6 月 当社取締役 兼 トップラン・フォームズ株式会社 顧問 (現任) (重要な兼職の状況) トップラン・フォームズ株式会社 顧問 【社外取締役候補者とした理由】 凸版印刷株式会社、トップラン・フォームズ株式会社において役員を務めた経験 があり、社外取締役の立場から経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の 経営に反映させ、また当社から独立した立場から経営全般に関する助言が期 待できるため、当社の経営に貢献できる人物と判断しております。	4,000株

- (注) 1. 取締役候補者 広村俊悟氏はトップラン・フォームズ株式会社の顧問を兼務しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 高須利治氏及び広村俊悟氏は社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者 高須利治氏及び広村俊悟氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高須利治氏は5年、広村俊悟氏は2年となります。
5. (1) 取締役候補者 高須利治氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者 広村俊悟氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有しており、また当社から独立した立場として、当グループの成長及び株主価値向上に資する意見

- ・助言等をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 当社は取締役候補者 高須利治氏及び広村俊悟氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社は取締役候補者 高須利治氏及び広村俊悟氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、高須利治氏及び広村俊悟氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当事業年度の取締役会への出席状況につきましては、第102期に開催された取締役会について記載しております。また、有松正行氏につきましては、第101回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 山崎正之氏 は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当 社 の 株 式 数
わた なべ しやう ぞう二 (昭和30年1月1日生) 新任 社外 独立	昭和53年 4 月 株式会社太陽神戸銀行 入行 平成12年 4 月 株式会社さくら銀行 業務推進第五部長 平成18年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員 新宿ブロック部長 平成19年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員 東京中央ブロック部長 平成20年 5 月 アットローン株式会社 代表取締役社長 平成23年 4 月 プロミス株式会社 専務執行役員 平成23年 6 月 プロミス株式会社 取締役 兼 専務執行役員 平成25年 5 月 ライジングビルメンテナンス株式会社 顧問 平成25年 6 月 ライジングビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ライジングビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 【社外監査役候補者とした理由】 金融業務に従事した経験と経営者としての経験から高い見識を有しており、社外監査役として中立的・客観的立場から監査を行い、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	0株

- (注) 1. <新任>の候補者は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 監査役候補者 渡邊正三氏は社外監査役候補者であります。
4. 監査役候補者 渡邊正三氏はライジングビルメンテナンス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
5. 当社は監査役候補者 渡邊正三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出いたします。
6. 当社は監査役候補者 渡邊正三氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
やま ぎき まさ ゆき 山 崎 正 之 (昭和22年9月16日生) 新任 社外	昭和45年4月 株式会社太陽銀行 入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行 取締役 審査第一部長 平成15年3月 S M B C 融資事務サービス株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 学校法人東京女子医科大学 理事 平成25年6月 当社監査役 平成27年6月 当社監査役 兼 株式会社 T B K 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社 T B K 社外取締役 【補欠監査役候補者とした理由】 金融業務・企業経営に関する豊富な経験、高い見識を有しており、当社経営の透明性、 監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	4,000株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山崎正之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山崎正之氏は、株式会社 T B K の社外取締役に兼務しております。
4. 山崎正之氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任からの年数は4年になります。また、同氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。
5. 当社は山崎正之氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

＜ご参考＞ 社外役員（取締役および監査役）の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、執行役員その他の使用人）または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、執行役員その他の重要な使用人）または監査役でないこと。
3. 当社が大株主（議決権所有割合10%以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の2%超）の重要な業務執行者でないこと。
5. 直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6. 当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、個人は1千万円以上、法人・団体は連結総売上高の2%超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7. 当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用や所得環境の改善や設備投資の持ち直しを背景に緩やかな景気回復基調が続き、ユーロ圏においても実質所得の伸び悩みがあったものの、雇用環境の改善や製造業を中心とした企業活動の活発化が見られました。アジア地域では、中国において公共投資や各種政策効果により景気減速に一服感が見られ、地域全体でも緩やかな回復基調が続きました。わが国経済は、個人消費の伸び悩みが続きましたが、アジア地域向けの輸出増や設備投資の持ち直しに支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境の中、当社グループは全社重点事業戦略として「付加価値を追求したLED照明事業の拡大」「光・環境事業における新規分野への展開」「海外重点地域への戦略的商品投入による事業の推進」の3項目を掲げて事業展開を推進してまいりました。

これらの結果、売上高は56,611百万円（前年度は58,206百万円で2.7%の減少）、営業利益は光・環境事業での在庫評価損を計上した要因もあり972百万円（前年度は2,082百万円で53.3%の減少）、経常利益は1,002百万円（前年度は1,931百万円で48.1%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は一部の照明機器におけるクレーム対策費用283百万円を計上した要因もあり335百万円（前年度は920百万円で63.5%の減少）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの算定方法を変更しており、前連結会計年度の報告セグメントについても変更後の算定方法により作成しております。

また、当連結会計年度より、「光応用」から「光・環境」へと報告セグメントの名称を変更しております。

<照明>

照明事業は、LED照明事業において、国内では、屋外用器具や工場施設向け照明器具の更なる省電力化、高効率化を実現した商品開発に注力し、新商品の市場認知度を高めるべく、お客様へ出向いて商品説明を行う移動展示車の展開を図るなどの拡販推進策を実施しました。これらの取り組みにより、投光器や高天井用器具は民間需要を中心に堅調に推移しましたが、市場価格の下落の影響に加え、公共投資関連の受注が伸び悩んだことが要因となり、売上高は当初計画ほどの伸長には至りませんでした。海外では東南アジア地域向けに屋外照明用のLED商品を投入するとともに、マレーシアに現地法人を設立し営業展開の基盤整備を行いました。一方、HIDを中心とした従来型照明事業においては、ランプは国内でのメンテナンス需要に対応しましたが、照明機器はLED照明への需要シフトにより減少となりました。

これらの結果、売上高は41,074百万円（前年度は42,027百万円で2.3%の減少）、営業利益は2,612百万円（前年度は2,993百万円で12.7%の減少）となりました。

<光・環境>

光・環境事業は、環境試験関連分野の深耕、殺菌、滅菌事業の拡大、UVキュア（紫外線硬化）事業の強化に取り組み、UV-LED照射器や小型電子線照射装置など新商品の新規分野への訴求も視野に入れて、専門展示会への出展を積極的に行いました。環境試験関連では自動車産業向けの環境試験装置の受注、殺菌、滅菌事業では殺菌装置システムの受注により売上高、営業利益ともほぼ前年同期並みの水準で推移しました。一方、UVキュア事業においては、FPD（フラットパネルディスプレイ）関連の照射装置などの受注により売上高は増加しましたが、一部大型の低利益案件の受注に対応したことおよび在庫評価損を計上した要因により営業利益は減少しました。また、電子線照射関連では海外現地法人において前年同期ほどの件名受注に至らなかったことが主因となり、売上高、営業利益とも減少しました。なお、情報機器事業においては、道路情報板関連の件名受注により売上高は微増となりました。

これらの結果、売上高は15,580百万円（前年度は16,232百万円で4.0%の減少）、営業利益は280百万円（前年度は1,020百万円で72.5%の減少）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は3,093百万円であり、その主なものは照明事業2,250百万円、光・環境事業842百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期中に行いました資金調達は、長期借入金の新規借り入れ1,000百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第99期 (平成25.4.1から 平成26.3.31まで)	第100期 (平成26.4.1から 平成27.3.31まで)	第101期 (平成27.4.1から 平成28.3.31まで)	第102期(当連結会計年度) (平成28.4.1から 平成29.3.31まで)
売上高 (百万円)	57,030	59,476	58,206	56,611
経常利益 (百万円)	2,109	2,756	1,931	1,002
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1,439	2,371	920	335
1株当たり当期純利益	19円35銭	31円88銭	12円38銭	4円43銭
総資産 (百万円)	67,473	70,573	69,636	69,463
純資産 (百万円)	23,110	27,221	25,958	25,791

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	埼玉県鴻巣市	300 百万円	100.0	照明機器の製造 販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180 百万円	100.0 (9.0)	光・環境機器の販 売
株式会社つくばイワサキ	茨城県桜川市	100 百万円	100.0 (34.4)	照明機器の製造 販売
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチュー セッツ州	18,400 千米ドル	100.0	電子線照射装置の 製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・ オブ・ノースアメリカ・インク	米国オハイオ州	18,786 千米ドル	100.0	照明機器の製造 販売

(注) 議決権比率欄の()は、間接所有による内数であります。

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社グループは、「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」を企業理念に、光の持つ潜在力を極め、最先端の光技術を駆使して、省エネルギー推進と安全・安心の環境に貢献する「光・環境カンパニー」への飛躍を目指すことを経営方針としております。

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、世界経済は、欧米では内需を中心に緩やかな景気回復基調が続くことが期待される半面、中国では不動産市場や金融市場の動向によっては景気が下振れするリスクもあります。また、国内においては、景気は堅調に推移すると見込まれますが、今後の米国の政策動向やユーロ圏の政治情勢によっては輸出や企業収益にマイナス影響を及ぼすなど、先行きの不透明感が残っている状況といえます。

このような経営環境の中、当社グループは、平成29年3月期を初年度とする中期経営計画（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定しており、引き続き全社重点事業戦略として「付加価値を追求したLED照明事業の拡大」「光・環境事業における新規分野への展開」「海外重点地域への戦略的商品投入による事業の推進」の3項目を掲げて事業展開を推進してまいります。

照明事業においては、LED照明事業は、「光の質の向上」や「通信制御対応」など付加機能を高める開発に取り組んでまいります。また、ものづくりにおける自前主義からの脱却を意識し、機器やデバイスの調達力を強化することで、市場のニーズに対してタイムリーな商品訴求とサービスの提供を実現することに注力し、施設照明、特殊照明分野でのシェアの維持拡大を図ってまいります。また、中長期的には、これまで培ってきた保有技術とIoT通信技術とを融合することで新たな技術提案・ソリューションの実現に向けた研究開発を推進し、新たなビジネスモデルの確立を目指してまいります。一方で、HIDランプを中心とした従来型照明事業は、今後も減少傾向が続くと想定しますが、メンテナンス需要の取り込みなどによるボリューム確保を行うとともに、製造設備の統廃合と生産革新活動を推進することで、事業の効率化を推進してまいります。

光・環境事業においては、環境試験関連事業は、当社グループが取り扱う電子線や紫外線など、さまざまな光の技術による試験装置の開発や光照射システムの構築により事業の拡大を図ってまいります。殺菌・滅菌・水処理関連事業は、「光+新技術」の複合技術の研究開発を行うことで中長期的な拡大を図り、また、UVキュア事業は、新たな事業フィールドの創造やアプリケーション開発に取り組み、道路情報板関連においては営業拠点ネットワークを最大限に活用した営業展開を推進してまいります。

海外事業は、特にLED照明事業において、グローバルでの商品調達力を高めるなど、国内の事業展開と一体化した取り組みを行いながら、営業展開は現地法人による集中営業活動および販売ネットワークの強化を図ることで、グループとしての市場開拓を推進してまいります。

当社グループは、これらの事業の課題に対応するため、中期経営計画の2年目にあたる当期は、特に、国内外において一体化した事業展開の推進を強化することと、将来の柱となる新規事業を探索することに重点を置いた組織体制に一新いたしました。また、継続して、市場の変化に即応

した人材最適化を図るとともに、研究開発およびマーケティング活動への経営資源の重点配分により、「あかり」と「ひかり」の技術を通して企業価値の向上を図り、持続的に成長できる企業体質の構築を目指してまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	ＬＥＤ、照明用高輝度放電灯、安定器、施設用照明器具・装置、白熱灯、その他一般照明	72.5%
光・環境事業	特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、医療等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等）	27.5%

(6) **企業集団の主要拠点等**（平成29年3月31日現在）

当 社	本社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 大阪営業所（大阪府大阪市）
	その他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本社	埼玉県鴻巣市
アイグラフィックス株式会社	本社	東京都墨田区
株式会社つくばイワサキ	本社	茨城県桜川市
エナジー・サイエンス・インク	本社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本社	米国オハイオ州

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
照明事業	1,331（115）名	△12（△2）名
光・環境事業	631（30）名	△16（△5）名
全社（共通）	53（0）名	5（0）名
合計	2,015（145）名	△23（△7）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
985（93）名	△4（△10）名	43.8歳	19.7年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,800百万円

- （注） 1. 上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。
2. 当連結会計年度末日において1,500百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。
なお、この協調融資団は、下記のとおりであります。

株式会社みずほ銀行（主幹事）

株式会社三井住友銀行

株式会社横浜銀行

株式会社りそな銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 239,000,000株
- ② 発行済株式の総数 78,219,507株（自己株式861,262株を含む）
- ③ 株主数 8,432名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ミネベアミツミ株式会社	3,000千株	3.87%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,936	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,869	2.41
株式会社みずほ銀行	1,838	2.37
明治安田生命保険相互会社	1,800	2.32
株式会社三井住友銀行	1,686	2.17
岩崎電気協力会持株会	1,647	2.12
日本土地建物株式会社	1,546	1.99
アイランプ社員持株会	1,477	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,471	1.90

- （注）1. 信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
2. 持株比率は、自己株式861,262株を控除して計算しております。
3. 当社は、取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）（以下「信託Ｅ口」といいます。）が当社株式800千株を取得しております。なお、信託Ｅ口が所有する当社株式については、自己株式に含めております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	渡 邊 文 矢	
代表取締役社長	伊 藤 義 剛	
取締役	木 田 喜 正	総務部担当、営業管掌
取締役	五 月 女 和 男	製造管掌 兼 埼玉製作所長
取締役	加 藤 昌 範	管理本部長、海外管掌
取締役	有 松 正 行	上席執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画部長
取締役	高 須 利 治	
取締役	広 村 俊 悟	トッパン・フォームズ株式会社 顧問
常 勤 監 査 役	藤 井 英 哉	
常 勤 監 査 役	吉 井 照 雄	
監 査 役	山 崎 正 之	株式会社 T B K 社外取締役
監 査 役	池 田 浩 一	日本土地建物株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役 高須利治、広村俊悟の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 山崎正之、池田浩一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 山崎正之氏は金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 高須利治、広村俊悟、監査役 山崎正之の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年6月28日付けで取締役及び監査役の地位、担当を以下のとおり変更しております。
- 〔就任〕（取締役） 有松正行 （監査役） 藤井英哉
- 〔退任〕（取締役） 藤井英哉 （監査役） 合間一衛
6. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く平成29年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
- 〔上席執行役員〕 稲森 真 〔執行役員〕 星野治彦、上原純夫、山田智彦、井上博文

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2)	188百万円 (16)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	38 (9)
合計	14	227

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 広村俊悟氏はトッパン・フォームズ株式会社の顧問を兼務しております。
当社とトッパン・フォームズ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 山崎正之氏は株式会社T B Kの社外取締役を兼務しております。
当社と株式会社T B Kとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 池田浩一氏は日本土地建物株式会社の顧問を兼務しております。
当社と日本土地建物株式会社との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	高 須 利 治	14回	100.0%	—	—
社外取締役	広 村 俊 悟	14回	100.0%	—	—
社外監査役	山 崎 正 之	14回	100.0%	13回	100.0%
社外監査役	池 田 浩 一	14回	100.0%	13回	100.0%

・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役 高須利治氏は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外取締役 広村俊悟氏は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外監査役 山崎正之氏においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

社外監査役 池田浩一氏においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、報酬額が妥当であると判断しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、監査役会が会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を遂行することが困難であると認めた場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

④ 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

1) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

2) 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

3) 処分理由

- ・社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

なお、監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていると判断しております。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
 - 2) 取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合を含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
 - 3) 取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないように教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
 - 4) 社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスをを行います。
 - 5) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
 - 6) 独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
 - 2) 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は取締役会及びTMC（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
- 2) リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産・環境・労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
- 3) 災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
- 2) 取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
- 3) 取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
- 2) コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
- 3) 営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
- 4) 内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。

- 5) 社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
- 6) 当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。
- ⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- 2) 当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。
また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはTMC（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
- 3) 当社は子会社を含む関係会社に取り締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
- 4) 一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つくばイワサキの3社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。
- 5) 当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。
- 6) 当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7) 反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

- ⑧ 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

- ⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

- ⑩ 次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ロ) 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役会議事録、TMC（経営会議）議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
- 2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
- 3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
- 4) 当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

- 5) 当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。
- 6) 当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

- ⑪ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
- 2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
- 3) 監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
- 4) 監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議（取締役会、TMC（経営会議）、本部長会議など）へ出席します。
- 5) 監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・当社は「イワサキグループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき常勤取締役、常勤監査役及び各部門のコンプライアンス小委員会の委員長で構成されるコンプライアンスコミッティーによって、各部門及びグループ子会社における研修の実施状況、法令及び社内規程の順守状況ならびに内部通報の状況などの重点確認事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議いたしました。またその内容については適宜、取締役会に報告し社外取締役及び社外監査役からの意見を求めることで更なるコンプライアンス意識の向上に取り組みました。
- ・当社は当社社員及びグループ子会社社員を対象とする「内部通報規程」に基づき当社内及び弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設けており、通報された情報、相談等に関しては厳格な管理と適切な対応を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ・当社は取締役会及びTMC（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行いました。
- ・当社は「リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を定期的開催し、リスク情報の収集・評価を行い当社グループにおいて想定されるリスクの予防に取り組みました。またその内容については適宜、取締役会に報告し取締役及び監査役からの意見を求めることで有効なリスクマネジメントの体制構築に取り組みました。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

- ・当事業年度において取締役会を14回開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定められた経営上重要な事項の審議決定を行うとともに各取締役、執行役員による業務執行の監督を行いました。
- ・社外取締役2名は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を述べるとともに、監査役会と連携して取締役の業務執行に関する提言等を積極的に行いました。
- ・また取締役会議事録についても正確に記録作成し、情報の保存及び管理を適切に行いました。

④ 子会社の経営管理に対する取組みの状況

- ・当社は「関係会社管理規程」に基づき重要な事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはTMC（経営会議）にて審議し決裁しました。また四半期ごとに経営状況、財務状況について報告を受けるとともに親会社から派遣している非常勤取締役、監査役によって法令、定款、取締役会規程を順守しての執行状況の監督を行いました。

⑤ 監査役職務の執行について

- ・当社の監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度において監査役会は13回開催され、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。
また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人及び内部監査室との連携、取締役会・TMC（経営会議）への提言を適宜行い、監査の実効性向上に取り組みました。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
I 流動資産	45,243	I 流動負債	19,466
現金及び預金	14,933	支払手形及び買掛金	9,767
受取手形及び売掛金	14,517	電子記録債務	2,719
電子記録債権	1,696	短期借入金	1,020
商品及び製品	6,310	1年内償還予定の社債	1,000
仕掛品	1,745	1年内返済予定の長期借入金	533
原材料及び貯蔵品	4,385	未払法人税等	299
繰延税金資産	882	未払消費税等	150
その他	818	賞与引当金	621
貸倒引当金	△44	クレーム処理引当金	313
II 固定資産	24,219	その他	3,040
1. 有形固定資産	17,760	II 固定負債	24,204
建物及び構築物	4,483	社債	2,600
機械装置及び運搬具	1,280	長期借入金	2,816
工具、器具及び備品	686	繰延税金負債	875
土地	9,953	再評価に係る繰延税金負債	1,275
リース資産	61	退職給付に係る負債	13,774
建設仮勘定	1,296	資産除去債務	77
2. 無形固定資産	935	その他	2,784
ソフトウェア	707	負債合計	43,671
その他	228	【純資産の部】	
3. 投資その他の資産	5,523	I 株主資本	23,520
投資有価証券	4,759	資本金	8,640
繰延税金資産	358	資本剰余金	2,069
その他	421	利益剰余金	12,947
貸倒引当金	△17	自己株式	△137
資産合計	69,463	II その他の包括利益累計額	2,271
		その他有価証券評価差額金	1,758
		土地再評価差額金	2,684
		為替換算調整勘定	△141
		退職給付に係る調整累計額	△2,029
		純資産合計	25,791
		負債純資産合計	69,463

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		56,611
売上原価		40,204
売上総利益		16,406
販売費及び一般管理費		15,434
営業利益		972
営業外収益		266
受取利息	9	
受取配当金	98	
受取賃貸料	14	
保険配当金	29	
為替差益	27	
その他	85	
営業外費用		236
支払利息	117	
持分法による投資損失	99	
その他	19	236
経常利益		1,002
特別利益		106
固定資産売却益	69	
投資有価証券売却益	35	
その他	0	
特別損失		312
固定資産除売却損	24	
クレーム処理引当金繰入額	283	
その他	4	
税金等調整前当期純利益		796
法人税、住民税及び事業税	448	438
法人税等調整額	△10	
当期純利益		357
非支配株主に帰属する当期純利益		21
親会社株主に帰属する当期純利益		335

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,640	2,016	13,231	△913	22,974
当期変動額					
剰余金の配当			△297		△297
親会社株主に帰属する当期純利益			335		335
自己株式の取得				△124	△124
自己株式の処分		△354		900	546
土地再評価差額金の取崩			32		32
利益剰余金から資本剰余金への振替		354	△354		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		53			53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	53	△283	776	546
当期末残高	8,640	2,069	12,947	△137	23,520

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,377	2,716	163	△2,509	1,747	1,236	25,958
当期変動額							
剰余金の配当							△297
親会社株主に帰属する当期純利益							335
自己株式の取得							△124
自己株式の処分							546
土地再評価差額金の取崩							32
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	381	△32	△305	480	524	△1,236	△712
当期変動額合計	381	△32	△305	480	524	△1,236	△166
当期末残高	1,758	2,684	△141	△2,029	2,271	－	25,791

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
I 流動資産	29,241	I 流動負債	16,058
現金及び預金	7,421	支払手形	2,293
受取手形	1,936	電子記録債務	4,487
電子記録債権	887	買掛金	4,967
売掛金	11,455	1年内償還予定の社債	1,000
商品及び製品	4,136	1年内返済予定の長期借入金	500
仕掛品	509	リース債務	28
原材料及び貯蔵品	1,683	未払金	1,482
前渡金	92	未払法人税等	117
前払費用	187	未払消費税等	83
短期貸付金	162	未払費用	105
繰延税金資産	538	前受金	87
未収入金	232	預り金	183
その他	0	賞与引当金	409
貸倒引当金	△1	クレーン処理引当金	313
II 固定資産	25,318	II 固定負債	20,541
1. 有形固定資産	15,050	社債	2,600
建物	2,883	長期借入金	2,800
構築物	162	リース債務	103
機械及び装置	749	繰延税金負債	737
車両運搬具	14	再評価に係る繰延税金負債	1,275
工具、器具及び備品	420	退職給付引当金	10,475
土地	9,557	長期預り保証金	2,422
建設仮勘定	1,261	資産除去債務	41
2. 無形固定資産	826	関係会社事業損失引当金	9
ソフトウェア	693	その他	75
リース資産	117	負債合計	36,599
その他	15	【純資産の部】	
3. 投資その他の資産	9,440	I 株主資本	13,549
投資有価証券	4,145	資本金	8,640
関係会社株式	3,604	資本剰余金	1,909
出資金	13	資本準備金	1,909
関係会社出資金	779	利益剰余金	3,137
長期貸付金	655	利益準備金	74
その他	260	その他利益剰余金	3,062
貸倒引当金	△16	繰越利益剰余金	3,062
資産合計	54,560	自己株式	△137
		II 評価・換算差額等	4,410
		その他有価証券評価差額金	1,726
		土地再評価差額金	2,684
		純資産合計	17,960
		負債純資産合計	54,560

損益計算書

(平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		45,678
売上原価		35,146
売上総利益		10,532
販売費及び一般管理費		10,209
営業利益		322
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	576	
受取賃貸料	183	
保険配当金	27	
貸倒引当金戻入額	39	
その他	91	924
営業外費用		
支払利息	85	
社債利息	20	
貸与資産減価償却費	145	
為替差損	7	
その他	7	266
経常利益		980
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	12	
関係会社清算益	110	143
特別損失		
固定資産除売却損	10	
関係会社株式評価損	68	
クレーン処理引当金繰入額	283	
関係会社事業損失引当金繰入額	9	
その他	5	377
税引前当期純利益		747
法人税、住民税及び事業税	93	
法人税等調整額	88	182
当期純利益		564

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	8,640	1,909	－	1,909	44	3,147	3,191	△913	12,827
当期変動額									
剰余金の配当					29	△327	△297		△297
当期純利益						564	564		564
自己株式の取得								△124	△124
自己株式の処分			△354	△354				900	546
土地再評価差額金の取崩						32	32		32
利益剰余金から資本剰余 金への振替			354	354		△354	△354		－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	29	△84	△54	776	721
当期末残高	8,640	1,909	－	1,909	74	3,062	3,137	△137	13,549

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,345	2,716	4,062	16,890
当期変動額				
剰余金の配当				△297
当期純利益				564
自己株式の取得				△124
自己株式の処分				546
土地再評価差額金の取崩				32
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	380	△32	348	348
当期変動額合計	380	△32	348	1,069
当期末残高	1,726	2,684	4,410	17,960

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

岩崎電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

岩崎電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制、以下「内部統制システム」という。）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査室並びに新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

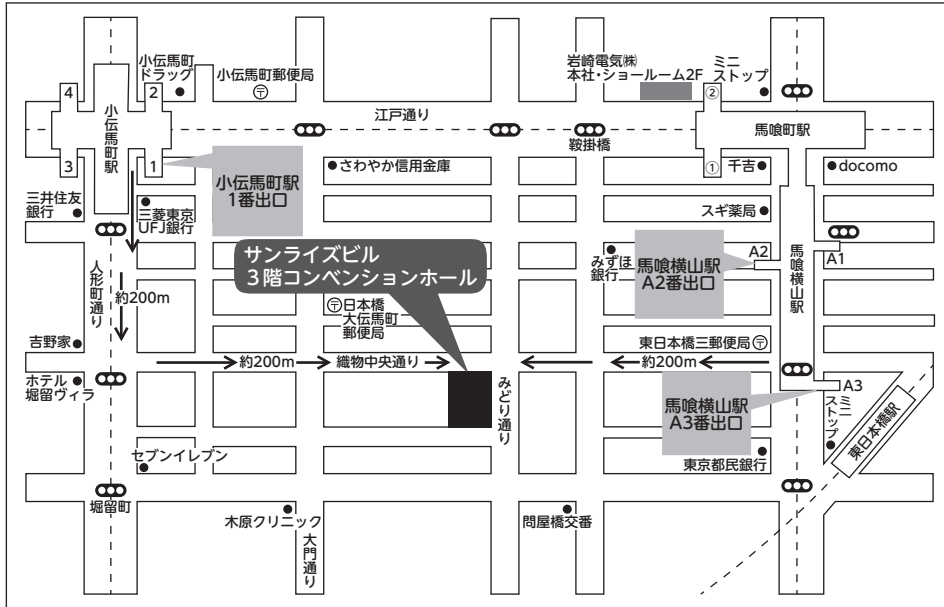
岩崎電気株式会社 監査役会

- 常勤監査役 藤井英哉 ㊞
- 常勤監査役 吉井照雄 ㊞
- 社外監査役 山崎正之 ㊞
- 社外監査役 池田浩一 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール



アクセス

- 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約3分（出口A3）
- 都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約4分（地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約4分（1番出口）

※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※ 受付は午前9時に開始いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。